

合同会社吾妻高原ウィンドファーム「(仮称)吾妻高原風力発電事業環境影響評価準備書」に対する勧告について

令和2年1月6日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称)吾妻高原風力発電事業環境影響評価準備書」について、合同会社吾妻高原ウィンドファームに対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、福島県知事及び山形県知事からの意見を勧案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 福島県福島市
- ・ 原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・ 出力 : 最大32,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成27年 3月 2日
環境大臣意見受理	平成27年 5月15日
経済産業大臣意見発出	平成27年 5月27日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成29年 1月31日
意見の概要等受理	平成29年 4月28日
福島知事意見受理	平成29年 6月26日
山形知事意見受理	平成29年 7月14日
経済産業大臣勧告発出	平成29年 7月28日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和元年 5月15日
意見の概要等受理	令和元年 7月19日
福島知事意見受理	令和元年 10月10日
山形県知事意見受理	令和元年 11月11日
環境大臣意見受理	令和元年 11月15日
経済産業大臣勧告発出	令和2年 1月 6日

問合せ先: 電力安全課 沼田、須之内、常泉
電話: 03-3501-1742(直通)

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 事後調査について

- ア. 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- イ. 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十分なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。
- ウ. 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 各論

(1) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)に基づく国内希少野生動植物種であるイヌワシ及びクマタカ等の希少猛禽類の生息が確認されていることから、本事業の実施に伴う風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等による重大な影響が懸念される。

このため、本事業の実施による影響を回避又は低減する観点から、以下の措置を講ずること。

- ア. 鳥類のブレード、タワー等への接近又は接触に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、供用後のバードストライクの有無及びイヌワシの飛翔経路の変化に係る事後調査を適切に実施するとともに、バードストライクが確認される等、重要な鳥類に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、ブレード塗装やシール貼付など鳥類からの視認性を高める措置、稼働制限等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。
- イ. 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。特に、イヌワシに係るバードストライクが発生した場合には、専門家の助言を踏まえて、当該風力発電設備及び同様に衝突する可能性が高い風力発電設備があると考えられる場合は、当該設備も停止するとともに、バードストライクの原因の解明を行い、その結果に基づき、必要な追加的な措置を講じた上で稼働再開とすること。

(2) 動植物について

樹洞を主なねぐらとするコウモリ類、モモンガ、ヤマネ等の樹洞性動物の生息が確

認されたことから、土地の改変を想定している範囲で、樹洞が生じている可能性のある大径木の所在を調査し、その結果に応じて必要な環境保全措置を追加すること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。